## 有岡小学校PTA 個人情報取扱方法 2019年5月8日制定

(目的)

第1条 有岡小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データーベース(以下、「個人情報データーベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、 PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。 (管理者)

第3条 本会における個人情報データーベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データーベースの取扱者は、PTA 役員、顧問および選考委員とする。 PTA執行部と委託契約を結んだ者。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データーベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集するときは、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

- 第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
  - 1. 会費集金、管理、その他文書の送付
  - 2. 会員名簿、委員会名簿の作成
  - 3. 役員選出、委員選出
  - 4. 見守り活動
  - 5. その他収集時に明示した利用目的

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定に より特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個 人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適 正に管理する。不要となった個人情報は事由が発生した 6ヶ月以内に、管理者立会いのもと廃棄するものとする。 (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データーベース、個人データーを取り扱う電子 機器等にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で 保管することとする。

(第三者提供の制限)

- 第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
  - 1. 法令に基づく場合
  - 2. 人の生命、身体又は財産保護のために必要な場合
  - 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
  - 4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の 作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条の場合及び県、市役所、区役

所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1. 第三者の氏名
- 2. 提供する対象者の氏名
- 3. 提供する情報の項目
- 4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の 確認等)

- 第13条 第三者(第11条の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
  - 1. 第三者の氏名
  - 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
  - 3. 提供を受ける対象者の氏名
  - 4. 提供を受ける情報の項目
  - 5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、 削除を求められたときには、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データーベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、管理者および取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修等を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ 迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本細則は、運営委員会において改正する。

附則

本細則は、2019年5月8日より施行する。

2019年5月8日制定 2019年5月22日改訂 2023年5月11日改訂